右の者に対する道路交通法違反、業務上過失傷害被告事件(当裁判所昭和四五年(あ)第一八四五号)について、昭和四五年一二月一〇日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、弁護人西田健から異議の申立があつたが、右申立には何ら具体的な理由が付されてなく、また異議申立期間内に理由書の提出もない(弁護人西田健の異議申立理由書は期間後提出のものである。)。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、 裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和四六年一月二一日

最高裁判所第一小法廷

郎	_	健	隅	大	裁判長裁判官
吾		謹	部	長	裁判官
誠			田	岩	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官